

川島町子ども・子育て会議について

○川島町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、川島町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第7条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による町民
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

(市町村等における合議制の機関)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。…①
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。…②
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。…③
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。…④

要約すると・・・

- ①町長は、設置者の申請により、特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の利用定員を定めようとするときは、町子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

→ 町子ども・子育て会議はその意見を述べる。

- ②町長は、事業者の申請により、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所）※の利用定員を定めようとするときは、町子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

→ 町子ども・子育て会議はその意見を述べる。

※家庭的保育事業

少人数（５人以下）で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。

小規模保育事業

少人数（６～１９人）で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。

事業所内保育事業

事業所の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う。

居宅訪問型保育事業

障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設がない地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で１対１の保育を行う。

- ③町長は、町子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、町子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

→ 町子ども・子育て会議はその意見を述べる。

- ④町の子ども・子育て支援に関する施策について、施策の実施状況等を調査審議する。

町子ども・子育て会議は、上記事務を処理する役割を担っています。また、上記事務や施策に対し、必要に応じて、町長や教育委員会に建議することができます。